

## 認可外保育施設指導監督基準チェック表

\*水色箇所及び「チェック」欄に記入すること。なお、チェックに当たっては、詳細、解釈等について、認可外保育施設指導監督基準（令和6年3月29日付けこ成保第206号の最終改正版）を必ず参照すること

分類	チェック	項目	目
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましい		設置階数 階
保育室を2階に設ける建物	必須	<input type="checkbox"/> 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている	
	必須	<input type="checkbox"/> イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法同号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）である	
	必須	<input type="checkbox"/> □ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられている (い) □屋内階段 □屋外階段 (ろ) □建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 □待避上有効なバルコニー □建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 □屋外階段	
		<input type="checkbox"/> 上記イ及びロ満たさない場合は、上記3のA～Fに特に留意する必要がある（※上記イ及びロを満たさない場合必須）	
	必須	<input type="checkbox"/> イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可）	
	必須	<input type="checkbox"/> □ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれ1以上設けられていて、これらの施設又は設備待避上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている (い) □建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 □屋外階段 (ろ) □建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 □建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 □屋外階段	
		<input type="checkbox"/> ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。（※調理室がある場合必須） □保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合 □保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合	
	必須	<input type="checkbox"/> ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている	
	必須	<input type="checkbox"/> ホ 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている	
保育室を3階に設ける建物	必須	<input type="checkbox"/> ヘ 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている	
	必須	<input type="checkbox"/> ド ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている	
	必須	<input type="checkbox"/> イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可）	
	必須	<input type="checkbox"/> □ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれ1以上設けられていて、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている (い) □建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 □建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 (ろ) □建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同上第3項第2号に規定する構造を有する場所を除き、同号に規定する構造を有する者に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） □建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 □建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	
保育室を4階に設ける建物	必須		

分類	チェック	項目
保育室を4階に設ける建物	<input type="checkbox"/>	<p>ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。（※調理室がある場合必須）</p> <p>□保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合</p> <p>□保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 必須	二 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 必須	ホ 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている
	<input checked="" type="checkbox"/> 必須	ヘ 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている
	<input checked="" type="checkbox"/> 必須	ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている
5 保育の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 保育の内容	<p>必須 <input type="checkbox"/> 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫している</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めている</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行している</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていない</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 必要な遊具、保育用品等を備えている（テレビは含まない）</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 保育姿勢等	<p>必須 <input type="checkbox"/> 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢である</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めている</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 児童に身体的苦痛を与えることなく、児童の人権に十分配慮している</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっている</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡している</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 消防署、病院等の連絡先一覧表等も整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学ができるように適切に対応する</p>
	6 給食	
		<input type="checkbox"/> 調理室の衛生管理を適切に行う（※調理室がある場合必須）
		<input type="checkbox"/> 調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行う（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
		<input type="checkbox"/> 食器類や哺乳瓶は使用するごとに洗い、定期的に煮沸消毒を行う（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）
		<input type="checkbox"/> 食事時、食器類や哺乳瓶は、乳幼児や保育従事者間で共用されていない（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）
		<input type="checkbox"/> 食品の保存（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について、腐敗、変質しないよう冷蔵庫を利用する等適切な措置を講じている（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供又は、家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須）
		<input type="checkbox"/> 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施している（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
		<input type="checkbox"/> 児童の年齢や発育、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とする（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
		<input type="checkbox"/> 市販の弁当等の場合、乳幼児に適した内容か（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
	<input checked="" type="checkbox"/> 必須	<p>□ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われている</p> <p>□ 離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意が払われている（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）</p> <p>□ 栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理されている（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）</p>

分類	チェック	項目
7 健康管理・安全確保	必須	<input type="checkbox"/> 登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児状態の報告を受けている（体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等）
	必須	<input type="checkbox"/> 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われ、保護者へ乳幼児の状態を報告している
	必須	<input type="checkbox"/> 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行う
	必須	<input type="checkbox"/> 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施する（直接実施できない場合は、保護者からの健康診断書の提出を受ける、母子手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行っている場合はこれに代えることができる）
	必須	<input type="checkbox"/> 職員の健康診断を採用時及び年に1回実施する
		<input type="checkbox"/> 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施する（※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須）
	必須	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品その他医療品を備えられている（最低必要なもの：体温計・水まくら・消毒薬・絆創膏類）
	必須	<input type="checkbox"/> 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示する
	必須	<input type="checkbox"/> 感染症にかかっていた児童の再登園については、かかりつけ医の「治癒証明書」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めている
	必須	<input type="checkbox"/> 感染症予防のため、歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備している
	必須	<input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群の予防のため、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察する
	必須	<input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群の予防のため、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる
	必須	<input type="checkbox"/> 保育室では禁煙を厳守する
	必須	<input type="checkbox"/> 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行う
	必須	<input type="checkbox"/> 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図る
	必須	<input type="checkbox"/> 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備する
	必須	<input type="checkbox"/> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施している
	必須	<input type="checkbox"/> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えている
		<input type="checkbox"/> 過去の死亡事故等の重大事故については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている（※該当する場合必須）
8 利用者への情報提供	必須	<input type="checkbox"/> 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供している（このdeサーチに掲載している）
	必須	<input type="checkbox"/> 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付する
	必須	<input type="checkbox"/> 利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努める
9 備える帳簿	必須	<input type="checkbox"/> 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿を整備している
	必須	<input type="checkbox"/> 在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備している